

経済的利益だけでなく、ユニバーサルミュージック社からみた経済的合理性を検討することとし、経済的利益と経済的不利益をあげて検討している。

デット・プッシュ・ダウンにより、ユニバーサルミュージック社は、約866億円の債務を負担し、そのために債務超過に陥り、約171億円の支払利息を支払うことになった。裁判所は、ユニバーサルミュージック社に必要な資金調達はいずれも、デイの信用によって行われるから、本件借入れにより原告の資金調達への影響が生ずるおそれはないと判断した。もともと、たとえば、同社の債権者の債権回収は同社の資産からなされるため、同社の財務状況には関心を有するであろうから、必ずしもこのように言い切れるかは疑問である。

また、国際的なデット・プッシュ・ダウンは、高税率国のグループ企業に債務を負担させて支払利息の損金算入によりグループ全体の税負担を軽減することを主たる目的としており、租税回避のおそれがあるために平成24年度税制改正において過大支払利息税制が導入されて一定の支払利息の損金算入が制限された。

本件は、同税制改正以前の案件であるため税制改正以前には特段問題にはならないと考えることも可

能であろうし、税制改正以前からも租税回避の一類型と考えられており税制改正によって確認的に明文

化されたに過ぎないと考えることも可能であろう。

第4章

セカンドオピニオンも求めたい 2つの事件から学ぶ 税務リスクへの対応ポイント

【この章のエッセンス】

●TPR事件では、特定資本関係5年超要件のように明確な要件を充足していても、包括的否認規定が適用されることとされた。その他の要件を充足している場合であっても、同様に包括的否認規定が適用される可能性が相当程度あると思われる。

●ユニバーサルミュージック事件を参照し、事業上の目的に従って組織再編およびその後のグループ間取引を計画し、書面にまとめて、税務調査や税務訴訟に備えておくことも重要である。

●組織再編およびその後のグループ間取引については税務リスクが高

いにもかかわらず、社内でも一部の関係者のみが検討するなど、企業側では税務リスクを十分に把握できていないことがある。そのため、セカンドオピニオンを求めて課税リスクを客観的に検討してもらうことが必要である。

組織再編への包括的否認規定(法132の2)の適用

TPR事件では、特定資本関係5年超要件のように明確な要件を充足していても、事業の移転と継続がない場合には包括的否認規定が適用され、繰越欠損金の引継ぎが否認され

た。特定資本関係5年超要件の場合だけでなく、規模要件などのみならず共同事業要件を充足した場合などでも同様に否認されるリスクがあり、さらには、繰越欠損金の引継ぎだけでなく、組織再編における適格性の判断についても包括的否認規定が適用される可能性もあると思われる。たとえば、完全支配関係のある会社間の合併において、株式を交付するだけでなくあえて少額の金銭を交付して非適格組織再編成とすることなどでも、金銭を交付する合理的理由が問われることになるかもしれない。そのため、組織再編全体について、包括的否認規定が適用されるリスクを認識しなければならない。